

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 4 年 9 月 2 6 日

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯 田 裕 達

1 委員会の開催日

9月8日

2 付託事件及び審査結果

(1) 議案第72号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案については、当局から、「平成30年度より国保財政運営の責任主体となった鹿児島県が策定した鹿児島県国民健康保険運営指針において、令和5年度に国民健康保険税算定方式を県内で統一するなどの方針を示している。また、本市は、平成22年度以降、国保税の税率を維持してきたものの、被保険者数の減少と医療技術の高度化による一人当たりの医療費の増加等により、厳しい財政状況が続き、国民健康保険基金を取り崩して対応してきた経緯がある。ついては、現行の算定方式を4方式から3方式に変更するとともに、税率の改定及び関係条例の改正を行うものである」旨の説明があった。

委員から、「年度ごとに各税率を比較した時に、所得割は令和7年度ではマイナスになっている。家族構成が同一の場合、所得が高くても国保税に大きな変化はないのか」との質疑があり、当局から、「今回の改正は、均等割及び平等割が増加している。特に均等割については、国保加入者のうち所得の低い世帯には、保険税の軽減措置が適用される一方、一定額以上の所得がある世帯には適用されず、増額分をそのまま負担することになるが、これは、国保の相互扶助の観点から、全体で負担するものとなっている」との答弁があった。

また、委員から、「相互扶助の観点からすれば、所得が高い人ほどそれなりの負担をして、平等割及び均等割を低く抑えるべきではないか」との質疑があり、当局から「所得に応じた負担を担うべきとの考えは理解できるが、法令で、負担額の上限額が定められており、現在、県の市長会を通じて国へ限度額制度の見直しを要望している」との答弁があった。

その後、討論において、「今回の議案は、国民健康保険税の算定方式を現行の4方式から3方式に変更することで、資産割が廃止され、不足する資産割収入の1億円を他で徴収しようとする内容になっていることから、その負担は国保加入者ではなく、行政側が負担すべきものである」という旨の反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第73号 財産の取得について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第74号 財産の取得について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第75号 財産の無償貸付について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第83号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別
会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第84号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第85号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第86号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第87号 令和4年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において、地域包括支援センターの支援については、専門的な支援を必要としている市民もいることから、市と委託先である社会福祉協議会との連携を強化しながら、地域において困っている方々が安心して生活を送れるよう取り組まれない旨の意見が述べられた。

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 4 年 9 月 26 日

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯 田 裕 達

1 委員会の開催日

9月8日

2 付託事件及び審査結果

- ・ 議案第80号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。